

## 第9章 免許等の種類

本事業の実施に際して必要となる免許等又は特定届出の種類は、以下に示すとおりである。

大気汚染防止法第6条第1項の規定による届出

駐車場法第12条の規定による届出

騒音規制法第6条第1項の規定による届出

騒音規制法第14条第1項の規定による届出

振動規制法第14条第1項に規定による届出

大阪府生活環境の保全等に関する条例第87条第1項の規定による届出

大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法第5条の規定による届出

建築基準法第6条第1項の確認の申請

大阪府自然環境保全条例第34条第1項及び第2項の規定による届出

エネルギー使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定による届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出

大阪府温暖化の防止等に関する条例第15条第1項の規定による届出

景観法第16条第1項の規定による届出

大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領第3条の規定による申出

文化財保護法第93条第1項の規定による届出